

経済産業省

○国土交通省告示第一号

環境省

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年国土交通省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

環境省

令和四年八月十六日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

本則を次のように改める。

Ⅰ．建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。

第1 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条

第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(以下「非住宅建築物」という。)
) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量並びに同号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第11条及び第12条の規定によること。

第2 一戸建ての住宅(単位住戸(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))の一の住戸をいう。)の数が一である住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。

第3 共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値

とし、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。

第4 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。） 基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ（2）の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。

II. 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする建築物が複合建築物である場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。

第1 次の1又は2に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該1又は2に定める基準に適合すること。

- 1 非住宅建築物及び共同住宅等 次の（1）及び（2）に適合するものであること。

- (1) 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備（以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。）が設けられていること。
- (2) 次のイからリまでに掲げる項目のうち、いずれかの項目に適合すること。
 - イ 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器が採用されていること。
 - (ロ) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓が採用されていること。
 - (ハ) 定置型の電気食器洗い機が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。
 - ロ 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備が設けられていること。
 - ハ エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

(ロ) BEMS (空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。) が設けられていること。

ニ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

ホ ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(イ) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合が10%以上であること。

(ロ) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合が10%以上であること。

(ハ) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合が20%以上であること。

(ニ) 緑化の対策をした面積の外壁面積に対する割合が10%以上であること。

(ホ) (イ) の割合、(ロ) の割合、(ハ) の割合の2分の1及び(ニ) の割合の合計が10%以上であること。

へ 日本住宅性能表示基準 (平成13年国土交通省告示第1346号) に定める劣化対策等級に係る

評価が等級 3 に該当すること。

ト 木造住宅又は木造建築物であること。

チ 高炉セメント又はフライアッシュセメントが構造耐力上主要な部分に使用されていること。

リ V2H 充放電設備（建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車（以下第 1 において「電気自動車等」という。）に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。）が設けられていること。

2 一戸建ての住宅 次の（1）及び（2）に適合するものであること。

（1） 1（1）及び（2）に掲げる基準に適合すること。

（2） 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（イに定める方法により算出した数値をいう。

）が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（ロに定める方法により算出した数値をいう）を超えないこと。

イ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量の算出方法

法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする住宅（以下第 1 において「認定申請住宅」という。）の低炭素化促進設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S - E_R + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 、 E_R 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T : 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_H : 基準省令第4条第1項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_C : 基準省令第4条第1項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_V : 基準省令第4条第1項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_L : 基準省令第4条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_W : 基準省令第4条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_S : 基準省令第13条第1項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

E_R : 再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 (平成28年国土交通省告示第265号) の規定により基準省令第4条第1項の設計一次エネルギー消費量の算出で勘案したものを除く。) (単位 1年につきメガジュール)

E_M : 基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

ロ 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量の算出方法

認定申請住宅の低炭素化促進基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.5 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} : 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)

E_{SH} : 基準省令第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SC} : 基準省令第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につき

メガジュール)

E_{SV} : 基準省令第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} : 基準省令第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SM} : 基準省令第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_M : 基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものであること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の認定（法第五十五条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この告示の施行の際現に存する建築物（この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第五十三条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年 経済産業省
国土交通省 令第一号。次項において「改正省令」という。）附則第三項費性の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号。以下「基準省令」という。）第十条第

国土交通省

一号及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、基準省令第十二条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3} \}$ 」とする。

- 4 この告示の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、改正省令附則第四項の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、基準省令第十条第二号及び第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの表一の項及び二の項中「 0.40 」とあるのは「 0.46 」と、同表三の項中「 0.50 」とあるのは「 0.56 」と、同表四の項中「 0.60 」とあるのは「 0.75 」と、同表五の項から七の項までの規定中「 0.60 」とあるのは「 0.87 」と、基準省令第十四条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とするのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とし、同条第二項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とするのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。
- 5 施行日前にされた法第五十三条第一項の認定の申請（この告示の施行の際現に存する建築物に係るものを除く。）であって、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていない

ないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

6 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第五十四条第一項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更については、この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。